

Q マイナンバーカードを落として紛失したら悪用されませんか

- A** 24時間365日体制でマイナンバーカードの一時利用停止を受け付けています。※マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)
また、マイナンバーカードのICチップを使用するときは、暗証番号が必要なため他の人は使えません。暗証番号は一定回数(署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書は3回)間違えるとカードの機能がロックされます。仮に不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組みになっています。

Q マイナンバーカードのICチップから重要な個人情報漏れませんか

- A** マイナンバーカードのICチップには、税や年金の情報、病歴などのプライバシー性の高い情報は記録されません。

Q マイナンバーカードを紛失しました。どうすればよいですか

- A** 次の手続きを行ってください。

- ① マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に電話し、カードの機能一時停止を行う。(24時間365日体制で受付)
- ② 警察に遺失届を出し、受理番号を控えておく。(②は自宅外で紛失の場合)
- ③ 再交付希望の方は①②を行ったうえ、市民課または田沼・葛生各行政センターで、紛失・廃止届及び再交付手続きを行ってください。
ただし、マイナンバーカードの紛失・廃止手続きを行うと、その後、カードが発見されてもそのカードは使用できません。

必要なもの

- 再交付手数料(カード受け取り時に1,000円)
- 本人確認書類(P19のA1点またはB2点)
- (自宅外で紛失の場合)遺失届の受理番号
- 顔写真(縦4.5cm×横3.5cm、6ヶ月以内に撮影したもの)

※ 顔写真撮影サービスを行っている時間帯は写真持参不要です。(P9参照)

